

令和3年度 児童養護施設いわき育英舎 事業計画

1. はじめに

平成28年の児童福祉法一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所の一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。さらに、平成29年8月に「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられました。

このことから、福島県においても、平成31年3月に「社会的養護推進計画」が見直しされたところです。その中で、児童養護施設の求められる役割が変化してきています。いわき育英舎においても、被措置児童の生活環境、生活課題等、年々重篤なケアニーズの高いケースが増えており、職員の専門性と資質の向上がより一層求められています。

今年度は、これらの事を踏まえ、子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を最優先に考え、一人ひとりの生活を安心、安全にそして安定した豊かなものにしながら、将来の夢をもち実現に向けて行動できる力と自分の人生に責任をもてる力を育むことができるよう、次の事項を重点目標として運営に当たります。

- (1) ユニットケア体制の充実と施設の小規模化への確立
- (2) 一人ひとりの心身の発達を支援する処遇の推進、個別ケアの充実
- (3) 家庭や関係機関と連携し、家族再統合に向けての相談及び家庭支援
- (4) 職員の専門性に対する意識と資質の向上、チームケア体制の構築
- (5) 地域交流の推進
- (6) 児童の権利擁護

2. 養育目標

(1) 安心できる生活づくり

- ①子どもが健康で安心して生活ができる環境を整え、心身が豊かに育まれるように配慮する。
- ②自然や地域社会と関わる機会を積極的に設け、地域の一員として安心感をもって生活できるように理解と交流を図る。
- ③子どもが家庭環境や生育環境、その他あらゆることで差別や偏見を受けないよう配慮する。

(2) 子どもの発達や心理の理解に基づいた援助と個別ケアの充実

- ①子ども自身が大切にされていると実感できるよう、常に寄り添うことを心がけ、より良い人間関係を築いていけるよう援助する。
- ②常にケア職員と心理職員が連携しながら、一貫性のある計画的な援助、支援を心がける。
- ③心身の発達が心配される子どもは、学校や医療機関、専門機関等と連携を図り発達を促す。

(3) 自立支援計画の策定と評価

- ①施設・子ども・家庭・児童相談所との共同作業の中で、一人ひとりの自立支援計画を策定、互いの連携を図りながら自立に向けた養育や環境調整を行う。

3. 事業内容

(1) 被虐待児に対する援助体制の強化

虐待を受けた子どもの入所が約6割を占める状況であり、援助体制の強化と充実を図るとともに児童相談所と協力し親へのアプローチを行っていく。

- ①心理療法の充実。(カウンセリング・SST)
- ②児童相談所や医療機関、関係教育機関との連携強化。
- ③事例検討会や研修会による職員の資質の向上及び専門性の向上。
- ④関係機関と連携し親への指導、助言。
- ⑤親子関係の再調整、再統合。

(2) 生活指導(生活リズム・基本的生活習慣の習得等)

生活リズムを整えながら、子どもの年齢や発達に応じ、自分の身の回りのこと(基本的生活習慣)ができるように援助するとともに、

暮らしの中で役割を分担しながら、家事作業（洗濯・掃除・食器洗い・配膳等）を導入し指導していく。

（3）保健衛生管理

①病気については「予防」を第一とし、季節や天候に対応しながら、適切な着衣の調整、手洗い、うがいの励行、採光、空調、害虫駆除、消毒、早寝早起き、投薬管理など事前に配慮し予防に努める。また、子ども自身も自らの健康管理に努める。

（定期健康診断・保菌検査年2回・2カ月毎に身長、体重測定・毎日の健康観察）

②新型コロナウイルス、インフルエンザ、ウイルス性胃腸炎等の感染症防止に努める。（予防接種・手洗い・マスク着用・うがい等）

③コロナ禍における、生活環境、生活習慣の変化への対応に努める。（肥満等へ対応）

（4）給食

①食育の観点から、みんなと一緒に食べるとおいしく楽しいという心と基本的な食事のマナーや調理・食材の知識、スキルの習得により、社会生活を円滑に築いていけるように育成する。

②嗜好調査、残菜調査、希望メニュー、選択メニュー、調理実習、おやつ作り等を実施し、より豊かな食環境の整備に努める。

③家庭内で満足した食事の提供がされてこなかった子どもが多いことを踏まえ、食事をとおして心身共に満たされることに留意し、いつでも食事が提供できる体制を整える。

（5）学習・進路

①学習に取り組めるように、学習指導ボランティアの積極的な導入など、学習環境の整備を図る。大きく遅れの見られる子どもに対しては、個別の学習プログラムを策定する。

②小学校、中学校と定期的な懇談会を設け、相互理解を深めながら連携を図る。

③進学、就職については、本人の意思や保護者等との関係にも配慮しながら、学校と連携して進める。

④発達障害をもった子どもに対して適切な進路指導ができるよう専門機関との連携を図るとともに、職員の資質向上を図る。

（6）余暇指導

余暇の自発的で自由な活動をとおし、情緒的安定のためのくつろぎを確保し、自立性、個性の伸長を図る。

（7）園外活動及び行事

社会資源の有効活用を図り、園外活動への積極的参加を奨励し、社会性・自立性を育む。（計画は別紙）

(8) 自立生活への支援

- ①日常生活の中で、物を大切にすること、感謝する心を育てながら、経済観念を育むよう努める。
- ②高校生については、社会体験（アルバイト、ボランティア等）をとおして社会性を養い、具体的な生活イメージや情報提供により、自立生活に向けての知識の習得や意識の育成を計画的に実施する。（お金の講座等）

(9) 家庭関係の調整

- ①施設の行事や学校行事（運動会・授業参観・学習発表会等）には、入所理由により可能な範囲で保護者に参加を呼びかけ、親と子の関わりの機会や親子関係の観察の機会を設ける。
- ②常に保護者との連携に配慮し、養護・自立支援に当たるとともに、家族のファミリーケースワークに努める。
- ③親子関係の再構築においては、家庭支援専門相談員を中心に家庭訪問等を実施し、保護者の状況を確認するとともに、親子訓練室等を活用した親子関係作りや親子状況の確認を行いながら、家庭支援の観点に立った支援を行う。

(10) 地域交流の推進

- ①地域や学校等の行事に積極的に参加協力し、施設の社会化に努める。
- ②地域交流行事を開催する。（夏祭り）
- ③地域住民や近隣のサークル等に体育館やホールを開放し、開かれた施設づくりに努める。

(11) 苦情解決

子どもの権利擁護やサービスの向上をめざし、子どもが安心して安全な生活が営まれるよう苦情解決のシステムを円滑に機能させる。（意見箱の設置）

苦情があった場合は、施設の苦情解決規定に基づき、誠意をもって迅速かつ適正に解決を図る。

(12) 災害及び事故防止対策

- ①防災訓練の実施。（総合防災訓練・土砂災害訓練・部分訓練・夜間招集訓練）
- ②災害時の地域協力体制の構築、災害教育の実施。
- ③登下校や外出時の事故防止のため、交通安全教育を徹底するとともに、不審者対応の教育訓練の実施。
- ④園外行事については、無理のない日程内容で計画し、十分な安全管理に努める。

(13) ボランティアの受け入れ

子どもの生活に密着したボランティアを広く募り、生活に潤いと広がりを持てるよう配慮する。(学習・余暇活動等)

(14) 実習生の受け入れ

①後進育成のため、社会福祉士・保育士等資格取得予定の実習生を受け入れる。

②福祉啓発のため、大学生の介護等体験学習を受け入れる。

(15) 被措置児童虐待防止

全国児童養護施設協議会の倫理綱領に基づき必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修を実施する。

(16) 職員研修

職員一人ひとりの課題克服と資質向上を図るために、各種研修会への参加を奨励する。(計画は別紙)

(17) レスパイト事業

里親が、仕事の都合や家庭の行事等の理由により一時的に子どもの養育が困難になった場合に、規定による日数、回数でお預かりする事業。

(18) 里親支援事業

里親支援専門員を配置し、児童相談所や里親会等の関係機関と連携しながら、里親支援を行う。

(19) 権利擁護

児童への権利教育を実施するとともに、職員への権利擁護への正しい理解、知識の習得を目指し勉強会等を行う。